

横植協会 07-24号
令和 7 年11月26日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

【米国向け輸出用木材こん包材に関するお知らせ】

米国動植物検疫検査局(APHIS)は、国際基準 No.15 に基づく消毒処理済み表示の国コードと生産者コードを区切るハイフン(-)を付していない印影の木材こん包材の輸入停止措置を2026年1月1日から開始するとのこと。

(一社)全国植物検疫協会に登録された消毒処理済み表示は国際基準 No.15 に従って作成されているところですが、押印時には印影に不備がないことを十分にご確認いただくようお願いします。

【米国動植物検疫検査局(APHIS)ホームページの概要】

米国動植物検疫検査局(APHIS)は、2025 年 3 月 26 日に米国への輸入における国際植物検疫措置基準第 15 号(ISPM 15)のハイフン(-)要件を 12 月 31 日まで一時停止することとした。

ハイフン(-)要件の一時停止の理由

ハイフンのない不適合貨物が多数確認されたため、APHIS は、供給業者および木材梱包材メーカーに問題是正のための時間を与えるため、輸入に対する規制措置を 2025 年 12 月 31 日まで一時停止とした。

今後の対応

ハイフンで区切ることの規定についての不適合マークに対する措置(木材こん包材の輸入停止措置)は、2026 年 1 月 1 日から再開する。

以上